

最大積載量 4 トン未満の新長期

規制適合車導入助成金交付要綱

【緊急対策】

社団法人山口県トラック協会

平成 21 年 3 月 24 日制定

平成 22 年 3 月 24 日改正

平成 23 年 3 月 24 日改正

(事業趣旨)

第 1 条 社団法人山口県トラック協会（以下「本会」という。）は、低公害車導入促進を図るため、従来助成対象外であった最大積載量 4 トン未満の小型車についても助成対象とし、もって、金融危機に伴う景気悪化に対する緊急対策の一環として、会員事業者の経営の安定に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 「事業者」とは、本会の会員であって、最大積載量 4 トン未満の新長期規制適合車を「リース」又は「購入」により導入し、かつ、使用するトラック運送事業者をいう。

(助成対象)

第 3 条 助成対象者は、最大積載量 4 トン未満の新長期規制適合車を新規に導入し道路運送車両法（昭和 26 年法律第 195 号）第 60 条第 1 項の規定による自動車検車証の交付を受け、本会に助成申請したものを対象とする。

(助成期間)

第 4 条 平成 23 年 4 月 1 日から平成 24 年 2 月末日の間に導入し、支払いが完了したものとする。但し、助成期間内であっても予算枠に達した場合は、その時点までとする。

(助成交付額及び台数)

第5条 助成金の交付額は1台当たり9万円とし、事業者当たり3台までとする。

(助成金の交付請求)

第6条 事業者は、様式1の「最大積載量4トン未満の新長期規制適合車導入助成実績報告書(助成金交付請求書)」を本会に提出しなければならない。

(2) 本会への最終提出期限は平成24年2月末日必着とする。

(助成金の交付)

第7条 本会は、前条の実績報告書(助成金交付請求書)の提出があったときは、速やかに報告書を審査し、助成金を交付する。

(機器の処分制限)

第8条 会員は、助成対象の最大積載量4トン未満の新長期規制適合車を導入の日から起算して1年を経過するまでの期間は、譲渡、交換、廃棄、貸し付け、又は担保に供してはならない。

ただし、本会の承認を得た場合はこの限りでない。

(その他必要な事項)

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、本会が別に定める。

(附則)

本要綱は、平成21年4月1日より施行する。

本要綱は、平成22年4月1日より適用する。

本要綱は、平成23年4月1日より適用する。